

セツルメント論と地域福祉論

— 人権を尊重する価値を求めて

Theories of Social Settlement and Community Development, Community Care

— Seeking for the Values for Human Dignity

柴田謙治

Kenji SHIBATA

はじめに一戦前のセツルメント論から得られた知見と「現代セツルメント」

(1) 戦前のセツルメント論から得られた知見

筆者は、「今日の日本で顕在化する貧困問題に地域福祉論がどのように向かい合えばよいのか」を明らかにするために第二次世界大戦前のセツルメント論を検証し、①貧困問題についての構造的な認識と実存へのまなざし（セツルメント従事者自身が差別的になることを防止し、後述する構造的不正義に取り組む動機の源となる）、②キリスト教的な人権思想（マルクス主義が生存困難だったなかで、「贖罪」という動機から、「上から」ではない関係性を構築する。二者択一的ではなく、人間の「複数性」に基づいた対話的な思想が必要）、③セツルメント運動の目的で自明とされていた、「貧困問題の解決」に必要な論点（「物質的欠乏の充足と精神的欠乏の充足」と「地域性の涵養」の両立の難しさ、社会政策との関連の重要性）、④支援の方法（総合的社会事業か教育的セツルメントか、地域組織化の導入と協同組合運動を通じた主体化と自治）などの知見を得た（柴田謙治 2017, 柴田謙治 2018a, 柴田謙治 2018b, 柴田謙治 2019a, 柴田謙治 2019b）。

つまり当時のセツルメントは、「社会構造により生じる貧困問題の解決」という大きな目的をもっていたが、社会政策による「お金の不足の解決」が乏しいなかで、貧しい人たちと文化や教育的な側面から関わり、主体形成やエンパワメント、協同を目指した、と言える。また「貧困ではない自分が、貧困な人に申し訳なさを抱く」という動機からセツルメントに関わったクリスチャンは、貧困な人たちを「人格」として認識することを目指したが、貧困な人たちに差別観をもつこともあった。キリスト教を信じるが故に自らを「善」とみなすことには、自らの「罪」を自覚せずにキリスト教を信じない人を「悪」と断じる危険性も含まれるのである。

本稿の目的は、上述のような観点から、今日の地域福祉論を見直すことである。本稿は文献による歴史研究のため、「金城学院大学研究倫理指針」（2015年12月21日制定）ならびに「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」（2018年5月27日施行）、「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理規程」にもとづく研究ガイドライン」（2018年5月27日施行）、「社会事業史学会研究倫理指針」（2015年5月10日施行）を遵守して、執筆した。

(2) 今日のセトルメントと貧困との距離

高度成長期に貧困な人が多く住む地域が減少し、セトルメントが設置された地域の多くは一般的な地域になったため、今日の日本のセトルメントの多くは「貧困問題への取り組み」という原点を前面に出しにくい状況にある。ただし「経済成長によって貧困な人が減った」という単純な話ではなく、貧困な人たちは場所や社会階層など「かたち」を変えて、生活している(岩田2018)。

また生活保護法が成立した第二次世界大戦後には、福祉事務所という貧困問題に対応する機関が、社会福祉協議会(以下「社協」と略)という「地域性の涵養」(地域組織化)に取り組む機関が、そして公民館という社会教育をおこなう機関が設立され、セトルメントの独自性が問われた。その結果、上述の「戦前のセトルメント論から得られた知見」につながり得るのは、後述する「現代セトルメント」になった。

第1節 「現代セトルメント」としてのホームレス状態の人々への支援

(1) 「現代セトルメント」としてのホームレス状態の人への支援

濱野一郎は、経済の市場主義化やグローバル化、「小さな政府論」とそれに基づく社会保障制度の後退、社会的排除、コミュニティの崩壊などの背景から、社会福祉が本来追求してきた価値や福祉を必要とする人々の人間発達に向けた支援が変質することへの危機感からセトルメントの「思想」に注目し、セトルメントとして設立されてはいないがセトルメント精神と共鳴する活動を「現代セトルメント」として位置づけた。濱野が「セトルメント理念を追求する志向をもつ団体」として挙げたのは、①伝統型(目に見える貧困地域での諸団体の活動としてのホームレス状態の

人々への支援)、②「コミュニティ・センター」(通所事業の運営と地域へのアプローチ)、③「施設型」(入所施設運営を中心に行っている法人による地域へのアプローチ)である(濱野2007:149-50, 151-167)。なお筆者は、貧困な人への支援ではないが、学童保育運動も「共同の子育て」による自治的な運営という意味で、セトルメントの伝統を部分的に継承していると考えている。

(2) 今日のホームレス状態の人への支援と戦前のセトルメント論

戦前のセトルメント論と今日のホームレス状態の人への支援の接点を証明するためには、本来は現存する支援団体に足を運び、対話的に調査する必要があるが、本研究ではそこまでに至らなかった。そのため例証の域に留まるが、ホームレス状態の人々への支援団体として有名な、奥田知志たちの「抱撲」を素材として、両者の関係を確認してみたい。

まず「①貧困問題についての構造的な認識と実存へのまなざし」については、奥田等(2014)では他の著者が執筆しているため、奥田の原点が釜ヶ崎であるという事実からの推察に留めざるを得ない。しかし奥田の実存へのまなざしは「絆は傷から始まる」ということばから、そして構造的視点は釜ヶ崎で弱さなどの人間の本质に正直な人たちに学び、気負いやつくり笑顔から解放されて、生身の弱い人間としていられて、「人は一人では生きていけない」という記述から、読み取ることができる(奥田・茂木2013:12, 81, 208-10)。

②キリスト教的な人権思想(「贖罪」という動機に基づく「貧しい人々とのかわり」の問い直し)は、人間がもつ罪性を認識し、「完全に正しい人はいない」という人間観と、「傷つきながらも、『絆』を結ぶ。ただ人とし

て生きたい」という願いに現れている。一人ではホームレス状態の人を支援できないので、他者に助けを求める姿勢や、「十字架を忘れて栄光に走るキリスト教」への批判は、重要である（奥田・茂木 2013：21, 251, 37, 135）。

そして③「貧困問題の解決」に必要な論点のうちの「物質的欠乏の充足と社会政策との関連の重要性」については、生活保護制度の活用や行政からの委託によるホームレス自立支援施設の運営によって社会政策と連携し、民間非営利団体の長所を生かして精神的欠乏の充足に取り組み、社会福祉士会等の他団体との協働によりソーシャルワークによる専門的な支援を導入して「伴走型支援」を産み出し、「④支援の方法」を構築している。「困窮者は『助けて』とはいわない」という洞察と、経済的困窮と社会的孤立の複合を視野に入れた、共苦や「共感できないことを共感する」感性による支援、「出会うことは、絆を結ぶことにつながる」という価値観は、セツルメントにおける「人格的交流」を想起させ、「対個人」と「対社会」を含めた支援の展開は、ホームレス状態の人々と社会の架橋にもつながる（稲月 2014b：46, 52-3, 稲月 2014a：13-4, 奥田・茂木 2013：236）。

第2節 戦前のセツルメント論からみた今日の地域福祉論

(1) 本研究で得られた知見と地域福祉論との接点

近年、生活困窮者の支援などが地域福祉に求められているが、今日の「地域福祉論」は戦前のセツルメント論を継承して、貧困問題に取り組むための理論に到達したのだろうか。

「①貧困問題についての構造的な認識と実存へのまなざし」に近い研究は、籠山京や江口英一、松崎久米太郎の実証研究を継承した野口定久や河合克義によっておこなわれてい

る。両者は貧困問題について構造的に認識し、社会的孤立などの社会関係とのかかわりを明らかにしている（松崎 1980：231-52, 野口 2016：33-9, 河合 2013：13-21）。

「②キリスト教的な人権思想」については、横須賀基督教社会館の阿部志郎や岸川洋治の地域福祉の実践者に継承されていると推察するが、「人権思想」としての理論化は今後の課題なのかもしれない。ただし「キリスト教的な」に限定しなければ、右田紀久恵の地域福祉論における生活原則・権利原則・住民主体原則と主体認識や、地方自治を形成する住民の力（主体力）と基礎自治体の自治能力、新しい「公共」の構築と内発的発展への着目は、地域福祉における「人権思想」である（右田 1973：1-7, 右田 1993：8, 9-10, 17）。

「③セツルメント運動の目的で自明とされていた、『貧困問題の解決』に必要な論点（物質的欠乏の充足と精神的欠乏の充足や地域性の涵養の両立の難しさ、社会政策との関連の重要性）」のうち、「社会政策との関連の重要性」については、右田は所得保障や雇用政策、教育、保健、医療等を地域福祉の前提として位置づけた。また井岡勉も「上からの地域福祉政策の貫徹」に対抗する地域福祉運動を重視し、地域組織化とソーシャルアクションを連続的・統一的に把握しつつ、地域福祉論に雇用保障や賃金、労働条件の改善などを「基本的前提」とした。地域福祉は運動を媒介として、生活問題対策一般ではなく、その一翼を担う社会的対策であると独自性を示したのである。田端光美もまた「地域福祉の構成」において、個別的（対人）サービスだけでなく、所得保障や雇用、教育、保健医療、住宅、生活環境などを「関連公共政策」として、サービスの供給体制と運営方法・技術、住民参加やソーシャルアクションを重視した（右田 1973：5, 井岡 1973：249-50, 259, 井岡

1980：272, 田端 1988：114-8)。近年では前提条件を重視する地域福祉論者は少なく、「生活困窮者自立支援法」についても、前提条件を視野に入れずに「期待」を語ることの是非が問われている(中島 2014：8-9, 岩間 2014：24-5, 岩間 2017：32-6, 五石 2017：7-16)。

「④支援の方法(総合的社会事業か教育的セツルメントか, 地域組織化の導入と協同組合運動を通じた主体化と自治)などの知見」と, 大橋謙策等のコミュニティソーシャルワーク論の関わりについては, 筆者には明言できない。ここでは, 大橋がセツルメントの教育的側面についても見識を有することへの言及に留めたい。

なお牧里每治は, 「総合的社会事業か教育的セツルメントか」と異なる論点ではあるが, 仕事や就労を通じた社会貢献, 社会参加という観点から, 「社会企業」による仕事開発型のコミュニティワークへと「支援の方法」を拡張した(2016：5, 72, 2012=2017：ix, xiii)。また牧里の弟子である柴田学は, コミュニティ・ビジネスが経済活動を通じて新しい価値を生み出し, 相互扶助的な関係に基づく経済活動を展開する可能性に着目し, 地場産業の再生や仕事づくりなどのまちづくり実践を探求している(2016：233, 2017：102)。

「首都圏一極集中化と地方の危機のなかで, 地域ケアが『地域おこし』という側面と容易に結びつき, 『地域』が無条件に展開されている」という指摘(岩田 2016：416)には, 経済的プログラムがどの程度貧困な階層に対して, そしてその階層が抱える生活問題のどのような側面に焦点をあてるのか, その際に「前提となる制度・政策」とどのように連携をとるのかを緻密に論じて応えるべきだが, イギリスなどヨーロッパにおける「社会的経済」やコミュニティ・ビジネスの源流が労働

者による協同組合による自治的な活動であることから(ドゥフルニ 1999：52), 柴田学の地域福祉論が「社会的協同と自治の思想」を継承することを期待したい。

そして近年の地域福祉論では, 定住者を前提とするだけでなく, 排除された人たちも含めた「自治の思想」の涵養に資する研究も散見される。例えば石川久仁子は, セツルメントの「地域住民の集う場, 居場所」性に着目し, 在日コリアンや中国帰国者等についてフィールドワークをおこなって, 排外主義やソーシャルアクションについて言及している(2004：12, 2016, 2017：163-4)。また加山弾も沖縄出身者等のコミュニティについての研究から, ①質的な次元への着目, ②差別の再生産, ③排除が持つ意味についての客観的な基準の適用の必要を挙げ, マイノリティのもつ〈差異〉がマジョリティによって恣意的に定義され, 政治的に活用される懸念があるなかでは, 〈差異〉が尊重されるような対等な関係性を構築しなければ, 権力構造が変化しないままの包摂になりかねないことを指摘した。住民がもつ分離的な論調や弱者への排除は, それぞれが土台としているロジックに規定されるものであり, 自由主義や保守主義の立場からは個人主義や自己責任論が優位となって, 弱者への再分配を否定する論理が導かれやすく, 共同体主義的な見解においても排外的な論理が含まれうるという指摘は重要である(2014：46-7, 51, 62, 2016：117-8)。また朝倉(2017)は, 外国人に焦点を当てた地域福祉研究である。ただしこれらの研究はフィールドワークが中心の段階にあるため, 今後の理論化を期待したい。

濱野一郎は, かつては地域の多数派に依拠したコミュニティ・オーガニゼーションやコミュニティワークを推進したが, その後のホームレス状態の人々を支援する炊き出しボラン

ティアに参画し、マイノリティ市民が地域社会で自立した生活を送ることができるような福祉コミュニティを構想し、差別ではなく「共感」を求めた（濱野 2001：33, 37-9, 53）。筆者もまた濱野と同じような立場であり、本論文の後半を執筆した。

第3節 地域福祉の「政策化」と住民主体、社会的排除

(1) 地域福祉の「政策化」

地域福祉論には前述のような新たな方向をめざす議論もあるが、社協による実践は地域の定住者や多数派に依拠してすすめられてきたことも事実である。かつて武川正吾は「地域福祉の主流化」を指摘したが（2006：ii）、2016年の『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部』の設置や、2019年9月の「地域における住民主体の課題解決強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」による「最終とりまとめ－地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ」など、「地域福祉の主流化」の後には地域福祉の「政策化」が到来し、「外発的な拡大」も懸念される。

神野直彦は地域福祉を、地方自治体が提供する公式化された福祉とは異なる、共同体の人間関係による非公式の福祉が主流であると述べ、地域福祉の「政策化」を「非公式の地域福祉を地方自治体の公式化された地域福祉に転換し、前者を後者が代替して、公共サービスとして提供すること」と定義した。神野は、国家福祉から地域福祉への軸足のシフトがもつ可能性を認めつつ、公式化された地域福祉を縮小する潮流のなかで「地域共生社会」が構想される現状を危惧している（2018：21-2, 27-8）。

神野が述べる「地域福祉の『政策化』」とは、福祉多元主義的に表現すると「インフォーマ

ル部門やボランティア部門が適切に機能できるように、公的部門が基本的なサービスの提供や他の部門の支援をおこなう」という、あるべき「政策化」であろう。しかし地域力強化検討会の「最終とりまとめ」に含まれる「政策化」は、地域福祉の推進のために既存の機関や人的資源をつなげられる「専門性の高い職員」の配置という、現実論である。その背景には、高度成長期のように「地方自治体が単独事業をおこなって国が後追的に予算をつけ、制度化する」という、公的責任の拡充に基づく「政策化」をすすめると、介護保険の保険料の値上げにつながりかねない、というジレンマもある。

武川正吾は、「地域共生社会」には、自治型地域福祉や住民参加型福祉で主張されたことに比べて、それほど目新しいことは見つかからないが、異なる者に同化を強いるのではなく、相互承認と共存を前提とするという意味では、地域福祉論に新しい論点を示した、と述べた（2018：43-4）。本研究で得られた成果が地域福祉の「政策化」で活かされるのかは、地域の定住者や多数派以外の存在にも対応できる地域福祉が成立するのか、という問いにもつながるようである。

(2) 地域福祉の「政策化」と住民主体、社協

そもそも日本で政策がコミュニティを重視する時には、コミュニティに公的なサービスの肩代わりが期待される。例えば総務省は『新しいコミュニティのあり方に関する研究会報告書』において、地域における多様な主体による公共サービスの提供に焦点を当てた結果、「住民の自発的意思に基づく『地域』への参加と自治の目的が、公共サービスの提案に矮小化されてしまっている」という批判を招いた（和田 2012：239-40）。

それゆえに地域福祉論でも、政策的な文脈

で住民主体を語られことについては、住民の「資源」化（岡野 2016：54-7）や、「地域福祉の隘路」として危惧され、地域福祉実践の担い手が疎外される「実践での客体化」や、「主体—主体」関係ではなく「主体—客体」関係の危険性が指摘されてきた（小野 2014：2, 78-9）

柴田謙治（2007）で論じたように、日本の社協はかつて、自らが行政や地域で保守的と目される組織に依拠せざるを得ない機関であることを自覚し、制約のなかで慎重に「住民主体」を目指して、民間団体としての活動実績を積み重ねてきた。社協はその後「事業体社協」や「事業型社協」として行政からの補助金や介護保険事業で組織を拡大し、今日では民間組織としての「わかりずらさ」や曖昧さ、「行政の何でも入れ箱」という性質を指摘されている（橋本 2015：36）。

井岡勉は「今日の地域福祉の到達点」を評価しつつも、「地域福祉の問題傾向と課題」として、①行政コントロール・民間従属の歴史的体質、②公的責任の回避・最小化と自助・自立・共助の一方的強調、住民・利用者負担の増大という政策目的に地域福祉が組み込まれ、利用されている側面、③政策サイドの「福祉は人なり」の軽視・ネグレクト傾向の強さ、④格差・貧困問題対策を取り残してきた地域福祉、⑤社会的排除や偏見・差別・社会的孤立に苦しむ人々に追い打ちをかける地域構造の一面、⑥地縁組織の弱体化、リーダー・活動者の高齢化・補充困難を挙げている（2016a：18-9）。「主流化」を経て「政策化」されつつある地域福祉は、「確立された」というよりは、矛盾を内包しつつ、拡大している。

日本の社協はイギリスやアメリカと違って、「地域社会のニーズから設立された」わけではなく、日本の自発的なコミュニティ形成や

ボランティア部門の弱さもあって、社協の財政面での行政への依存度の高さと行政の権限の強さ、社協組織内でのコミュニティワーカーの比率の低さなどの課題は、未解決である。「コミュニティワークのスキル」を職員の採用条件にしない社協が多いため、採用後にコミュニティワークのスキルを向上させる職員もいるが、そうではない職員もいる。地域福祉の「政策化」のなかで、良心的なコミュニティワーカーやコミュニティソーシャルワーカーが増えて、「住民主体」を継承することを期待したい。

(3) 社会的排除と地域福祉の「政策化」

地域福祉の「政策化」を推進した原田正樹は、地域福祉という新しい社会福祉システムを創出するために「主体形成」や福祉教育を重視しており、社会的排除に向き合うためには、制度・政策という構造的な問題だけでなく、排除される人と周囲の関係構造を変えていくリレーションシップゴールに着目して、福祉コミュニティの強化を通じた、地域コミュニティの「共生」の場への変革を求めている（2014：8-9, 26, 209, 195, 29）。

今日の地域福祉を推進しているのは、「無縁社会」などに危機感を募らせて自発的にふれあい・いきいきサロンや子育てサロン、見守り活動などを展開する主体的な住民であり、その人たちが地域に定住する住民を想定した支え合いをおこなうこと自体は、否定されるべきではない。しかし筆者は、定住者による地域福祉（活動）が「社会的に排除された人たち」をスムーズに受け入れて、「地域共生社会」が容易に成立するとは考えておらず、原田の言う「リレーションシップゴールの達成」を、どのような方法で実践するのが重要だと考えている。それが自発的ではなく、「政策化」によってすすめられる場合には、

リレーションシップゴールの達成は難しくなるのではないだろうか。

(4) 「社会的に排除された人たちを包摂する地域福祉論」と人権思想・価値観

上述の「リレーションシップゴールの達成」では、福祉教育や主体形成の過程（プロセス）も重要だが、排除／包摂する住民の価値観もまた、重要である。

例えば、社会的に排除された人たちの包摂に親和的なのはイギリス流の社会政策論の集合（集散）主義（collectivism）に依拠した福祉国家論だが、当時この理論は福祉国家が社会サービスを提供して国民のニーズを充足することを前提としたため（Titmuss 1963＝1967：10-1）、地域住民による支えあいを理論的視野に入れない傾向があった。福祉国家さえも疑問視したマルクス主義者からは、地域福祉論は公的責任を相互扶助に転嫁させる疑わしい論理とみなされることもあった。

「福祉多元主義」（Johnson 1993＝1987：58）や「第三の道」に依拠した福祉国家論は、福祉国家論において地域福祉論やコミュニティ・ディベロップメント論、コミュニティケア論に居場所を与えてくれた。イギリスの福祉多元主義的福祉国家論は、公的部門だけでなくボランティア部門やインフォーマル部門の重要性を認識し、後者に過剰な負担を課してそれらの部門を歪めないように尊重する理論である。いずれにせよ、福祉国家論という限定されたアリーナにおいても、マルクス主義（の隆盛と弱体化）、集合（集散）主義（の変容）が提起した「人権を尊重する思想」と、地域住民による支えあいを重視するコミュニタリアニズム的な思想が錯綜している。

地域福祉を推進してきた定住者たちがコミュニタリアニズム的な思想をもつと仮定すると、社会的に排除された人たちを包摂する

地域福祉をすすめるためには、コミュニタリアニズム的な思想と人権を尊重する価値観が交流し、相互に認め合うことが必要である。日本の地域福祉論のなかでも『在宅福祉サービスの戦略』の系譜は、各部門（セクター）が非貨幣的ニーズを充足するサービスの供給システムを構成することを前提として立論されたため（全国社会福祉協議会 1979：116）、インフォーマル部門やボランティア部門の動機や価値の議論は深まらず、近年になって贈与論や認識論、規模論などの理論や社会的規範から地域福祉が分析されるようになった（山本 2018：59）。同質的な住民間の支えあいの動機となった「互酬（お互いさま）」と、「人権を尊重する価値観」の交流と相互の承認については、次節で検討したい。

第4節 人権を尊重する価値観の変容と「地域」

(1) 人権論を尊重する価値観としての権利論—マルクス主義の時代

「人権を尊重する価値観」のうち、「人権」について考察する際に、入り口となるのは小川政亮の権利論である。

「権利」には「法的な（法律の規定を根拠とする）権利」と「抽象的・思想的な意味で用いられる権利」が含まれ、後者は「人権」とも呼ばれる。人権の本籍は道德世界であり、それが明文で、もしくは解釈を通じて憲法典の人権条項の中に取り入れられたとき法的権利の身分を獲得する、という主張もある（稲田 2011：68）。

社会福祉よりも広義の「社会保障論における権利論」は、マルクス主義の影響を受けて、個人の自由と自由意思の主体としての平等から人間の尊厳を説明した近代の自然法（自然権）思想への批判から出発した。沼田稲次郎によると、社会的矛盾が深刻化するなかで、

自然法思想が現実におきていた不自由や不平等に無関心だったことの批判から、国家による政治や制度が人間の尊厳に反する場合における、「生存権」を根拠とした抵抗や権利闘争が生じた。その根底には、反ファシズム闘争や「戦争の反省」もあった（1975：29, 34-5）。

社会福祉学における権利論を構築した小川政亮によると、社会保障法には独占資本の利益に奉仕する経済立法的性格や治安立法的性格だけでなく、労働者階級を中核とする生存権要求に根差す権利保障の性格もあるため、支配の論理と人民の論理の拮抗がみられる。小川は1961年にモスクワの第5回世界労働組合大会で採択された社会保障憲章を「あるべき社会保障の姿をえがいている」と紹介しており、権利論の根底にはマルクス主義思想があると推察される（1967=2007：154, 158）。

ただし小川の権利論は、単純にマルクス主義のみに依拠したわけではない。小川の権利論では、憲法25条や13条を根拠とする「A. 生存権の保障のための社会保障立法の定立、その運用のための必要かつ十分な行財政措置を国に対して要求する権利（憲法的ないしは前憲法的な基本的人権としての権利）」と「B. Aの要求にもとづいて定立された法に対する一定内容の給付を請求する権利（法律的な権利）」ならびに、Bの意味での社会保障の権利についての実体的給付請求権、手続的権利、自己貫徹のための権利という態様が有名である（1964：122-3, 125）。この、憲法25条に規定された生存権の保障のために、「給付水準」から「手続き」へと権利の内容を拡張する文章では、マルクス主義的な用語は使用されていない。社会保障裁判ではマルクス主義的な用語や立論だけではなく、生活実態という事実から法令の解釈を論じる必要があったのかもしれない。その意味では、沼

田や小川の権利論は複眼的思考によっており、この点が柴田謙治（2018a）でふれた戦前のセツルメント論や社会事業論との違いといえよう。

その後河野正輝は実体的権利について、(a) 要援護者の実施機関に対する一定の福祉サービスの請求を中核とする権利、(b) 処遇過程の権利、(c) 一定の所得水準以下の要援護者またはその扶養義務者が実施機関の費用徴収権限から免れる権利と説明し、自己貫徹の権利に権利侵害に対する訴訟件および管理運営参加権等を敷衍した（1991：54-7, 65, 114-7）。また社会福祉史では、池田敬正が社会権をブルジョア的な自由の制約として論じ、社会権が自由を担保することを指摘した（池田2005：8-10, 52-3）。ただし社会権の実現においては、国家による生活保障という費用が掛かるため、自由権の実現と比べて国家による管理は厳格になる、という制約もある（杉田2011：146）。

本来は一番ヶ瀬康子の権利論にもふれるべきだが、初期の一番ヶ瀬の社会科学的な権利認識（自然権を否定した「社会権」認識）と晩年のキリスト教社会福祉への眼差し（自然権の肯定につながる認識）は理論的には異なっており、この点を解明しなければ一番ヶ瀬の権利論の適切な理解に辿り着けないため、本稿では一番ヶ瀬の権利論については論じない。

(2) マルクス主義の後退と権利論の新たな焦点

上述の権利論は、戦前の日本政治における「資本主義—社会主義」という対立軸が、1960年代の「伝統主義・集団主義・権威主義」などの非合理性・前近代性の克服に引き継がれ、1970年代の福祉・参加・平等をめぐる「保守—革新」という対立軸のなかで形成された。しかし1980年代には、福祉国家の見直しと

市場機構への信頼が叫ばれ、福祉・参加・平等をめぐる対立軸において保革イデオロギーの拘束力は低下し、保革イデオロギーの構造の多元化のなかで日本社会は保守化へと向かい、1990年代に新保守主義が到来した（蒲島・竹中 1996：98, 105, 118, 124）。今日の社会福祉論ではマルクス主義的な人権思想を語る論者は減少し、社会福祉基礎構造改革のなかで、権利論の焦点も変化した。

伝統的な福祉国家論は、国家が「必要の充足」のためにサービス提供者の役割を果たし、生存権や社会権を実現すると想定するため、受給者は受動的な立場におかれる側面もあったが、その後日本の社会福祉で準市場システムと利用者による選択が導入されると、利用関係や利用者像は多様化し、「消費者としての利用者」が想定されるようになった。そこで秋元美世は、伝統的な国家と社会、個人の関係についての理解だけでは、利用関係の多様化の権利や人権の問題への含意を説明できなくなっていることを指摘し、福祉サービスの契約化による要件・効果の明確化と法関係・権利関係の明確化、自己責任の明確化と自己利益の追求、社会的背景や個別の事情などの「関係性」の排除に着目した。また秋元は、権利と人権思想を峻別した（2010：10, 29, 31-2, 3）。

今日の権利論では、行為主体としての人間の多様な行動原理の包摂や、必要の充足という「結果」と「選択や自己決定」という価値のかかわりなども重要であり、「人権としての福祉」も一般的・抽象的な次元では承認される方向にあるが、個々の具体的な場面については実効に限界がある。道徳的権利にとどまらず法的に「権利性がある」と言うためには、権利の内容や範囲、根拠、保障の方法と担い手を明確化しなければならなくなった（秋元 2010：124, 144, 秋元 2014：6）。

そして今日の生存権論では、人間の多様な行動原理の包摂や選択、自己決定との関連で、自律と自由の論議も考慮しなければならない。市民法的人間像が、他者に依存しない自立した個人を前提とした「自律した個人の幸福追求」であった時代には、支配の否定や介入の排除、「人身・人格・社会経済活動の自由」が重視された。しかし自由競争によって論理の問題としての自立と事実問題としての自立が乖離し、「他者に依存しない」という自立観とは異なる「社会的条件整備を活用した自立」観も承認されるようになり、生き方の自己決定にかかわる要求の、権利としての承認が要請されている（秋元・平田 2015：10, 15, 秋元：2016, 97-101）。このような論点は、構造的な視点に自由やセンがいう「ケイパビリティ」を加えて人権を論じる必要があることを示唆しており、柴田謙治（2018b）で述べた、志賀志那人の思想にも通じるものである。

大山博も、道徳的権利が人間の尊厳や社会権などの人権を基礎づけ、自由主義と社会民主主義の間に、福祉の混合経済の立場から自由と平等のバランスを重視して、経済効率と社会的公正を両立させる福祉政策のモデルを構想した（2012：211, 279-82）。

「選ぶ福祉」の影響によって、社会福祉学における権利論でも行為や人格的な要素が問われるようになり、自由や自己決定、過程と帰結などの主体性と、自律のための条件が問われるようになった。思想的基盤もマルクス主義から公共哲学に変化した。かつてはマルクス主義やキリスト教思想など確立された思想が、互いに排除しつつ、自らの正当性を競っていた。しかし今日では「特定の思想が絶対的に正しい」と言える状況はなく、思想間の対話と、思想を超えて共有すべき「価値」が焦点なのかもしれない。

(3) 会社主義、新自由主義、個人主義的な努力の強調と人権を尊重する価値観

かつてのセツルメントの精神を継承する「地域福祉論における人権思想」とは、貧困や生活問題の発生を社会構造に起因すると認識し、それらの問題に苦しむ人に自由意思や主体性を尊重しつつ、能力を発揮できるように支援して、貧困や生活問題の発生は自分にも関わる問題なので制度的に対応しようと、社会に向けて呼びかける考え方であり、「貧困や生活問題の構造的認識」が原点であった。しかし近年の日本では、私たちは「会社主義」とグローバルな新自由主義のなかで個人主義的な努力と競争を強いられ続けた結果、上述のような人権思想から遠ざけられて貧困や生活問題を「自己責任」と認識しがちで、差別や偏見を助長されている。

「日本主義的統制+計画経済+会社主義」という現代日本社会の原型は1930年代に形成され（渡辺治他1991：23）、会社という企業組織が媒介した「被雇用者の強い企業帰属意識」と「現代日本社会の体制」の双方を総括する「会社主義」は、経済的成長主義を志向する大企業から中小企業へと広がり、被用者と家族の労働や生活、社会全体のあり方を規定するようになった。日本における経済成長国家の軸としての会社の影響力の強さは、終身雇用・年功序列・企業別組合による日本の労使関係論と共に、企業の拡大と国民経済の成長を可能にしたが、社内での昇進競争や生き残り競争による経営側の優位と労働強化、社会磨滅作用も産み出した（馬場1991：62-3, 70, 78）。

高度成長期における強力な企業による労働者支配の構造の形成と企業主義的な労働組合運動の成立、社会民主主義勢力の停滞による自民党一党支配の存続を背景として成立した「会社主義」は、企業が国家を左右する力の

獲得につながり、国家の相対的な自立性を希薄にさせた（渡辺1991：213, 210）。日本では労使が企業ごとにも共同体化するなかで労働者の階級的な要求は弱まり、資本主義国家の福祉国家への「変態」よりも、「企業社会」の成立がみられ（広渡1992：6）、ポスト大衆社会の到来のなかで、社会の構成員の間に管理されている意識や閉塞感、無力感がみられるようになったのである（有賀1991：159）。

グローバル化・金融危機・地域経済がキーワードとなった21世紀には、先進国や先進国の企業、国際機関は実体経済ではなく金融によってグローバル化を牽引した（伊藤正道2011：1-3, 7-8）。1980年代半ばから海外生産比率を増加させた日本企業は、2000年代半ばには海外への投資に伴う純利益によって所得収支を上昇させ、日本は貿易黒字を稼ぐ「貿易立国」型から所得収支が貿易収支を上回る「投資立国」型に変貌した。自民党の政権復帰により、財界の意向を汲んだ「橋本行革ビジョン」が示され、日本が多国籍企業に選んでもらうために賃金や法人税が引き下げられ、社会保障の本人負担が増加し、「改革なくして成長なし」という小泉政権のスローガンの下で、国民所得は伸びずに法人企業所得が伸びた（岡田2011：118-20, 128）。社会的投資国家となった日本では、グローバル化に対応する能力を高める国家から、市民社会が取り残されることが危惧され（諸富2015：71-2, 86）、経済による政治の「周辺化」と社会民主主義勢力の駆逐が懸念される（杉田2015：91-3, 101-2）。

今日は「マルクス主義思想と、後述するキリスト教思想のどちらが正しいのか」をめぐって論争するよりも、特定の思想に軍配が挙がるのではなく、思想を超えて共有される価値観を問うべき時代と言える。そして私たちが、「人権の尊重」という価値観から遠ざけられ

るような社会的現実のなかで生存せざるを得ないことに、根本的な問題がある。従って以下では、「人権の尊重」に関わる価値について確認したい。

第5節 正義論と「構造的不正義」という人権思想

(1) ロールズの「正義論」から「多元的な正義」論へ

アメリカ産の「正義論」は、マルクス主義やヨーロッパの福祉国家論とそれほど親和的ではないが、「正義論」から産まれた「構造的不正義」は今日の日本において、アメリカのリベラルな思想と同じ程度には、受け入れられるであろうか。

ロールズの「正義論」は、自由と「自律のための社会的・制度的な条件」との関係について、①「基本的な自由の平等」と②（社会のなかで最も不利な状況にある構成員にとっての最大の利益となる）「格差原理」という正義の二原理を示した。それについては柴田謙治（2014）で詳論したため、ここでは①「正義（正しさ）」は「善（望ましさ）」に優先され、正義は人格の尊厳に優先されるという上下関係の存在、②ロールズの個人主義的な「正義論」では、「苦しむ他者と支援者のかかわり」については説明が乏しい、③ロールズの「正義論」では財の配分についての議論が中心であり、障害のある人も含めて「能力」は論じられていない、などの問題もあったことを付言しておきたい。またロールズの「正義論」では、社会のルールや制定過程が主であり、生活問題を抱えた人の立場は受動的とされる（柴田謙治 2014：74-5, 78-9, 80-1）。

ただしロールズは『諸人民の法』では、道徳としての〈公正としての正義〉だけでなく、リベラルな正義の政治的構想としての〈公正

としての正義〉を論じるようになり、前提も「ただ一つのリベラルな善の構想」から、それぞれ理にかなっているが両立不可能な包括的世界観が複数あるという「穏当な多元状態の事実」に変化した（神島 2015：73）。後藤玲子も、多元性を尊重しなければ個人の尊重は困難のため「多元性」を考察の出発点とし、存在における「差異」と「多様性」を前提として、リベラリズムとコミュニタリアニズムの相補的な関係を述べた。コミュニタリアニズムは共同体という境界の外を排除する性質をもつが、競争や市場的評価とは異なる個人の価値を認めるものであり、リベラリズムは共同体を越えた高次のシステムを構想して、権利の同格性を保証するのである（2015：11, 26, 40-2）。

「多元的な正義」や、自由と自己決定、過程と帰結などの論点は、ロールズではなくセンの正義論に由来する論点であり、センによる「人間の複数性」という概念も重要である（柴田謙治 2015：16, 6-10, 5）。かつて人権思想についての議論には、マルクス主義の思想と実存主義も含めたキリスト教思想のどちらが正しいのかという、「思想的系譜の妥当性をめぐる相克」が暗喩されていた。しかし「正義論」以降、思想的系譜よりもそれらを超えて共有可能な「価値」が議論のアーリーナとなり、その価値をめぐって異なる思想的系譜が議論を交わすようになったことは、重要である。

なお稲垣久和は「正義論」を含めた「公共哲学」を、人間らしい生活世界から外の「世界」にどのように意味を見出し、幸福な社会を建設していくかについての理論と実践であると定義し、「公共哲学」に依拠した福祉のあり方として、家族による私的福祉と政府や行政による公的福祉の中間に位置し、協働で営まれる「公共福祉」を示した。ただし伝統

的な福祉国家論から多元主義的福祉国家論への移行における論点については、あまり掘り下げていない(2010:17, 26-7, 176, 180, 220-1)。

(2) ヤングの「構造的不正義」論と責任の分有

田川佳代子は欧米の正義論や倫理学をレビューし、搾取や強制、支配からの自由としての「正義」や、不平等や自由への差別的な束縛としての「不正義」という論点、正義の社会的な構成、解放のプロジェクトとしての福祉という研究動向を紹介した(2015:2, 5-6)。不正義との関連から正義を主張することも有効であり(後藤隆 2016:25)、ヤングが提唱した「構造的不正義」は、地域福祉の人権思想に貴重な示唆を与えている。

構造的不正義とは、個々の主体や国家による抑圧的政策の不正行為とは違って、多くの個人や諸制度が、一般的な規則と規範の範囲内でそれぞれの目的や関心を追求した結果として生じる、道徳的なものである。自らの環境をコントロールする能力と選択肢の幅は人によって異なるが、自らの潜在能力を發展させ、それを行使する機会を支配して大きな利益を得る人々がいる一方で、選択肢を制約され、潜在能力を發展させて行使する手段を支配されて、組織的な脅威の下で剥奪の恐怖に脅かされる人びともいるという、社会のプロセスなかで構造的不正義が生まれる(Young 2011=2014:74-5)。

構造的不正義には、個人の行為と責任の所在を直線的に結び付けることができないという問題が伴うため、構造的不正義についての責任の所在は、その構造上のプロセスに関与するすべての人々に分有される。この「責任の社会的つながりモデル」によると、それに関与する人は危害を受ける人に対して法的な

意味での責任がなくても、構造的不正義を生み出す多様な制度上のプロセスを改善する責任を負わねばならない。その変革する責任は、個人的ではなく、他の人々と分有するものであり、政治的責任を果たすための集団的行為の組織化や、同質ではない人々が互いのために共に立ち上がる「連帯」、権威と強制力のある諸機関を不正義の是正へと向かわせる「公共」の創出が重要である(Young 2011=2014:143-4, 156, 163, 166, 178, 255)。

貧困問題にかかわる「地域福祉論における人権思想」のうち、「貧困や生活問題の発生」の構造的な認識と「貧困や生活問題の発生は自分にも関わる問題なので制度的に対応しよう」と社会に向けて呼びかける考え方の思想的根拠は、今日ではヤングによる構造的不正義論に求めることができる。この考え方によるならば、貧困は個人に還元されない社会的な原因によるものであり、貧困ではない人も貧困問題の創出にかかわりがあるため、社会的な解決に関与する責任を分有する、と説明することができる。その際には、マイノリティが支えられるだけでなく、多数派が自らの置かれたシステムのおかしさに危機感を感じるようにすることが、重要になる。

(3) 「正義／不正義を補う価値」の重要性

「構造的不正義論」によって、貧困な人たちやより広義に福祉を必要とする人たちについて「人権を侵害されている」と認識し、地域福祉や社会福祉、社会政策による包摂を訴えることができるかもしれない。しかし前述のように、多くの人たちが「会社主義」とグローバルな新自由主義のなかで個人主義的な努力と競争、自己責任観を所与とする日本で、「正義／不正義」という価値だけでは、人権を尊重する思想の復権は難しいかもしれない。

嶋田啓一郎は基本的人権について、秩序や制度の法制化を論じる正義を重視しながらも、「各人に所属すべきものを各人に所属せしめる」秩序には、「自らと他者の分離（人と人との間の分裂）」を促す側面と指摘した。そのため、正義の限界を防止するためには「人格原理」も位置づけ、「正義と愛は不可分離的に結ばれている」と述べた（1999：12, 14-5）。このことは、「正義／不正義を補う価値」についての考察の必要性を示唆している。

同志社大学の系譜では秋山智久や永岡正己などのように、嶋田の理論を継承する者が多い。秋山は、人を助ける理由として「互恵的利他行動」と「絶対的利他主義」を挙げ、「援助の思想」として人間尊重（生命尊重）、人道主義、相互扶助、社会連帯、平等主義、社会防衛を挙げた（2016：26-9, 35）。

加藤博史は「社会的生存権」を普遍的に保障するために、「正義」だけでなく「連帯」を挙げ、社会福祉に関わる動機として「苦しんでいる人から自己実現の相互性（reciprocity）を教わる意志」を示した。苦しんでいるのが「なぜ自分ではなく、相手なのか」を問い、「自分の身代わりとして苦難の日々を生きている」相手に、自分にできることをさせていただくことで、生活世界を再構築し、マイノリティの立場から「弱さ」のもつ意味を肯定的に評価する思想を示したのである（2008：ii-iii, 5-6）。木原活信（2018）でも人間の「弱さ」について言及されているが、福祉による支援を必要としている人たちの「弱さ」だけに焦点を当てると、その人たちから「自分たちは弱くない」と反論されることもある。筆者は、福祉による支援が必要な状態を創り出す「社会の弱さ」にも焦点をあてるべきだと、考えている。

木原もまた、ユダヤ・キリスト教的な人間の「尊厳」を根拠として、人権を「人間が生

まれながらにもっている、その人の存在自体に与えられた権利」と説明し、自由主義社会の競争原理との矛盾を指摘した。カナダの“human rights”がもつ、自分の生き方や損得に関わる生活感と躍動感を伴うニュアンスと、日本語の「人権」の模範回答的で他人事のような響きの対比や、日本人の自己主張の乏しさが「自分と他者にかかわる権利意識の欠如」につながることの懸念は、重要である（2014：4, 25, 30, 33, 1-2, 14）。

今日では、福祉哲学を構想するのは同志社大学出身者だけではない。中村剛は異なる価値観や考え方をもつ者同士が互いを尊重し、支え合う「共生」を理由として、人間は他者を支援すると述べ、レヴィナスに依拠して、他者の苦しみに起因する私の苦しみが善へと向かう経路を示している。また中村は、当事者の表情から感情を理解し、共有する「声なき声を聴く」喜びを挙げ、実存と社会構造を併記している（2014：352, 359-60, 363, 348, 114-7）。筆者は人権を尊重する思想の復権のために、「人権の侵害を看過できない理由」として、「構造的不正義がある」というだけでなく、「構造的不正義に苦しむ人たちは、人格を尊重されて実存として生きることを阻まれている」と認識を拡張したい。

後藤玲子は正義と補い合う価値としてケアを挙げ、個別性や特殊性を伴うケアの観点を組み込んで、普遍的で抽象的な正義を構成することを提唱した（2015：45, 55）。葛生栄二郎も、社会を支える倫理の基層にあるのは「ケアと尊厳」で、表層にあるのは「正義と自由」であると述べ、ケアによって尊厳感覚が養われ、ケアにおいても正義への配慮が求められることから、ケアの延長上に正義にかなう行為があることを指摘した（2011：vii, ix, 73）。

葛生はまた、自分のかけがえのなさとは他者

のかけがえのなさの自覚が、ケアへの責任感と他者を不公平に扱うことの不正の認識を促すと指摘し、ケアについても論じることで人々が正義に関心を持ち、「人間の尊厳」にたどり着くことを示している。人間の尊厳の侵害に対して、ケアの欠如について不正の感覚を抱くという「共感的正義」による、ケアの倫理と正義論の統合が提唱されている（葛生 2011：173, 175）。

なお本稿で「ケア」に言及する際には、「家族によるケア」ではなく「社会的ケア」を念頭に置いている。前者を念頭に置く場合には、ジェンダーの不平等を問う必要があるが、本研究ではそこまで論じることが困難だからである。

第6節 キリスト教における人間の尊厳の根拠—自然権から存在の論理へ

(1) 正義とケア、尊厳の根拠としてのキリスト教的な人権思想

葛生は正義とケア、人間の尊厳の関係について、前述のように整理する際に、「人間の尊厳」の源泉として「自然権」などのキリスト教の人権思想を示した。自然権とは、「人間の尊厳」の根拠をユダヤ・キリスト教的世界観から説明するものであり、神をかたどって造られた人間の他の生物への優越権や支配権を認めつつ、人間が他者の道具や手段となることを否定する思想である。自由意思が人間の尊厳の根拠となったルネサンス期には、自然権論者は「すべての人間は平等に自由意思をもつため、尊厳も平等にもつ」と論じて、道徳的行為のできる存在を「人格」とみなし、人格を根拠として尊厳を認めた（2011：7, 11, 19-20）。自然法を根源として、「人格的に自立した存在」を根拠とする人権の理解が成立したのである（内藤 2011：139）。

自然権が自由意思や人格的自立、自律を重

視した結果、カントによって、人格の自律性を根拠として人間の尊厳を主張する「自律性根拠説」や「人格は道具化・手段化されてはならない」という「人間性根拠説」が展開された。自己決定能力を根拠とする前者には、幼児や障害者、高齢者などを除外するという限界もあり、「人格や自律性、理性をもつ」という所有の論理で人権を根拠づけると、尊厳の差別化が生じ、人間の尊厳の平等性に反する。そのため現代カトリシズムの人格論は、「そこに存在していること自体に尊厳を見る」という「存在の論理」に立脚し、他者を尊厳のある存在として見るという「関係論的事実」を根拠として、人間の尊厳について説明している（葛生 2011：23-5, 40, 45-6, 56-7）。

プロテスタントの思想家は、自然権思想について「教会と国家の関係」からも論じた。国家に支えられたルターの教会改革運動や、教会の国家権力からの信仰上の独立を求めたカルヴァンの思想から、君主や国家に対する抵抗権と、聖書を根拠に「信仰の自由」を求める運動が生じ、イギリスでは絶対王政に対抗する権利を求める運動と結合して「国家権力でも侵害できない自然法（自然権）」が主張された（森島 2016：18, 20-5）。

ただし今日では「人は人であるが故に権利を有する」という言説は、素朴な議論と受け止められる可能性もあり、自然権自体も批判されてきたため、自然権のみを根拠として人権を論じると行き詰まるおそれもある（米村 2011：90, 92）。宇野重規が述べたように、カトリック教会は人権に対する批判勢力であった歴史もある（2011：163）。それゆえに、キリスト教を背景とした「実存」と構造的不正義論のような「社会構造的な視点」を組み合わせることも必要であろう。

(2) キリスト教の思想に社会性を加えるための条件

ただし「キリスト教的な実存に社会性を加える」思想は、時代や状況によっては思わぬ困難に直面する。例えば第二次世界大戦以前の日本では、関西のプロテスタントが「社会的基督教」という概念を提唱し、屈折した。中島重は、貧しい人々の救済などの社会問題の解決に取り組むことで真の宗教になるという信念から、戦前に社会的基督教聯盟を結成し、『社会的基督教』という機関誌を発刊した。中島は美濃部達吉の弟子であったため、天皇機関説の本体説への変更を強要され、特高警察から社会的基督教聯盟の解散と機関誌の廃刊を求められて、『社会的基督教』は「東亜共同体と社会的基督教」という特集号を組むなど、屈折していった。このような戦前の関西におけるSCM運動（Student Christian Movement）を経験した竹内愛二は、中島等の「社会的基督教」の継承という動機から、基督教社会福祉学会（後の「日本キリスト教社会福祉学会」）の設立に関与したのであった（2015：3-4, 93-5, 176, 200, 80, 1979：301）。

ただし今日、同学会の機関誌である『キリスト教社会福祉学研究』に掲載される論文を見ると、かつての屈折とは方向性が異なる議論がおこなわれている。同学会では社会福祉とキリスト教の関連について、人間の弱さや試練に意味を見出し、社会的に厳しい立場におかれた人たちの生存権を守るなど、「苦しむ人に寄り添うキリスト教社会福祉論」が主張されている（白井 2007：5-6）。そして、一人ひとりに「人間の尊厳をもって生きるべき“場所”を保障する力」や、「力の原理」に対峙し得る“対立軸”の構成、「開拓する福祉」が求められるなかで、生の辛苦と苦悩により、孤立と絶望に追い込まれる人間に秘

められた変革と創造の力や、未来を開拓する力とキリスト教社会福祉のかかわりが問われる、と記述されている（岡山 2014：3-6）。実存も含めて、キリスト教の思想に社会性を加えるためには、「民主主義の成立」という条件が必要なのである。

なお竹内は物質主義の批判から「生の哲学」を論じ、人間が環境を変革する「主体的能動性」に着目して、人間の尊厳の根拠をそれぞれがもつ「価値や能力、効用性」ではなく、「一人ひとりの存在の精神的意味の独自性による、互いに尊敬しあう関係」という実存の「存在の意義」を強調した。ただし哲学の体系論などへの言及がないなど、竹内の「福祉哲学」論には限界もあった（1979：7, 9, 37, 70, 3-4）。

第7節 ホームレス状態の人々を支援するクリスチャンの思想と価値

(1) 本田哲郎神父の福音理解

民主主義が成立した社会であっても、オーソドックスなクリスチャンのなかには、実存を含めた「キリスト教的な人間の尊厳」と社会的な視点を併せもつことに抵抗を感じる人もいる。そのため救世軍のような教派を除くと、カトリックであれプロテスタントであれ、教派全体が貧しい人も含めた「支援を必要とする人」の尊厳に軸足を置いて、社会構造的な視点から祈りとおこないに専心するようになることは、難しいかもしれない。しかしカトリックでは本田哲郎神父のように、「キリスト教的な人間の尊厳」と社会的な視点を併せもち、戦前のセツルメント論から継承すべき点についても認識している人もいる。

本田は、社会と社会の豊かさがある程度享受できる側にいる私たちと、キリスト教会の「上から目線」による加害者性や罪を認識し、ホームレス状態にある人の「他者に見られた

くない」気持ちと痛みや苦しみ、さびしさ、悔しさ、怒りを「イエスの受難の苦しみ」とつなげている（本田 2010：167-8, 11, 15）。筆者はこの認識は、戦前のセツルメント論から継承したい「①貧困問題についての構造的な認識と実存へのまなざし」ならびに「②キリスト教的な人権思想」と共通していると考える。

また本田は、社会政策のなかでも雇用という根本的な問題に着目し、釜ヶ崎反失業連絡会でも活動している。この点は前述の「③セツルメント運動の目的で自明とされていた、「貧困問題の解決」に必要な論点（物質的欠乏の充足と精神的欠乏の充足や地域性の涵養の両立の難しさ、社会政策との関連の重要性）」と、共通しているのではないだろうか。

聖職者である本田から「総合的社会事業か教育的セツルメントか」という論点が提起されるとは思えないが、本稿の冒頭で述べた「④支援の方法」についても、示唆に富む洞察がおこなわれている。本田は、「相手の立場には立てない」という認識に基づいて、自らの思いをふみにじられ、口が重くなった人たちから学び、連帯する、というスタンスを取り、抑圧されている人々の側に立ちつつも、敵対する人も大切にし、その人たちが他者を抑圧する立場から解放されるようにはたらきかけることが重要性だと指摘している。一般市民の差別と偏見に支えられた構造悪が存在し、私たちの「人を人として大切にする心の欠落」が正義に反する社会の仕組みの受容につながっているのである（2006：72, 186, 188, 191, 194-202, 202-214）。

本田によると、「人間の生きる力を奪う」差別に対して、「いちばん貧しく小さくされている人たち」の視点から現実を見直して、そのたちと連帯することが、神による救いにつながる。「現実を見直すこと」は回心（メ

タノイア）と呼ばれ、心をめぐらすのではなく、人の痛みや苦しみ、さびしさ、悔しさ、怒りを共感・共有できるところに位置を変えることであり、痛みの共感によってはらわたをつきうごかされるという動機による行動が、福音の告げ知らせである。ただし私たち自身が、痛みや、苦しみ、さびしさ、くやしさを、怒りを体験していなければ、見えるべきものは見えない（五木・本田 2017：194, 79, 18, 本田 2010：29, 7, 145, 30-1, 37, 177, 171）。

本田は、イエス自身が家族ぐるみで底辺に立たされていたため、神の視点や視座は天の高みにではなく、地の低いところにあり、天の国は痛みを知る、貧しく小さくされた人たちのためにあり、そのような人たちと共に立ち上がることですべての人が救われると述べている（2006：60, 133, 64, 本田 2010：85-6）。前半の指摘は、賀川豊彦と共通している（柴田謙治 2019b：21）。そして本田は、聖書の「すべての谷は身を起こせ」という箇所について、自らも貧しかったイエスが低みから立ち上がる姿を示して、苦しむ人たちが「自分はこうありたい」と意思表示をして身を起こし、その実現に他の人も協力するという、志賀志那人に近いエンパワメント的な理解を示している。本田は、本当は働いて生活したい日雇い労働者が、炊き出しなどで頭を下げるつらさを押し量り、つらい思いを日常的に強いられている人たちがもつ「人を解放するパワー」から学び、かかわることで力を与えられる、と指摘している（2006：43, 52-53, 31, 225, 82, 柴田謙治 2018b）。

本田によると、人が苦しむ人を支える理由は「支える人が元気を分けてあげる」のではなく、人の痛みや苦しみ、さびしさ、悔しさ、怒りをわかり、人を励まし、勇気づけ、解放する力をもっている「苦しむ人」に私たちが共感し、共に腹を立て、悔しがるときに、内か

ら力がわきあがり、私たちを通して神の力が働く。貧しくない人たちが貧しい人たちの願いを受け止め、その実現に協力する時に、人は解放され、神の力による救いを得るのである（2006：34-35, 38, 50, 46）。本田は隣人愛についても、「他人を家族と同じように愛する」というたてまえではなく、「自分自身が大切なように隣人を大切にすると説明している（2006：8-10）。そもそも本田が釜ヶ崎に住んでいること自体がセツルメント的であり、このような本田のキリスト教理解が濱野（2007）の「現代セツルメント」が依拠する思想であり、地域福祉論における人権思想に示唆を与えるのではないだろうか。

(2) プロテスタントの系譜と「インクルーシブ神学」

プロテスタントでもまた、奥田に限らず、「地域福祉の人権思想」への示唆に富む実践と著作がある。山谷で活動した牧師の伊藤之雄は、知識階級が多い教会には、知的な内省の深さによって精神の純粋さを保つ半面、肉体労働者たちをしめ出す側面もあることを指摘し、「純粋さ」と人々の苦悩とのかかわりに言及した（1967=2009：16-7）。また横浜の寿町で活動した牧師の渡辺英俊は、神のおられる場所を「天」と呼ぶのならば片隅が天であり、教会には洗礼を受けて『救われた者の集団』として信者を獲得するのではなく、信条・思想の違いを越えて、助け合って生きようとする連帯をつくる運動に貢献することが求められていると指摘した（2009：268, 275）。釜ヶ崎でもエリザベート・ストロームが、ベビーセンターや学童保育、母の会などの活動をおこない、アルコール依存症を社会的な背景も含めた疾病と認識して、自助グループを設立した。また立場が弱い外国人が集まって協力し、釜ヶ崎協友会も設立した（ス

トローム 1988：48, 86-7, 66）。

川崎でホームレス状態の人々を支援している鈴木文治は、実存主義を経てキリスト教の信徒から伝道師になったが、実存主義がエリートにしか通用せず、個人主義的な性質を伴うことに疑問を感じるようになった。「個の独立」が求められた時代に発展した実存主義がもつ「信仰の個人主義的理解」という負の遺跡が、信仰の「我ら性」を片隅に追いやり、教会を、苦しむ人々と共に生きることも含めた「神の前に手を取り合って生きる共同的存在」から離れた姿に導いたのである（鈴木 2016：10-1, 42-3）。

したがって宣教の希望は、マイノリティの視点からキリスト教史を再検討し、貧しく苦しむ人々の教会としてのキリスト教に立ち返ることから、見えてくる（鈴木 2016：74, 76）。鈴木は、キリスト教や教会の「排除」という伝統を直視し、聖書に根ざしたインクルージョン思想から「インクルーシブ神学」を提唱し、信じる者の群れの中で共生的に生きる「共生的信仰理解」を説いている（2016：72, 42-3）。

(3) 「地域福祉の人権思想」とコミュニタリアニズム—「媒介」の必要性

キリスト教思想に依拠した「人権を尊重する価値」を要約すると、①人権の根拠である「人間の尊厳」は「存在の論理」による、②他者がケアの欠如により「人間の尊厳が保たれない」状態を不正義と認識するためには、「他者のかげがえのなさ」と「自分のかけがえのなさ」の両方の自覚が必要である（共感的正義）、③②はケアへの責任感によっても涵養されるとなる。また貧困問題に苦しむ人々と関わるクリスチャンからは、①私たちの「人間の尊厳」を重視する価値観の乏しさが社会の仕組みの不正義の受容につながっているという「加害者性」や「罪の認識」、②「支

える」ではなく、当事者から学び、連帯する姿勢、③差別や偏見をもつ人も大切に、その人たちが差別や偏見、他者を抑圧する立場から解放されるようにはたらきかけることの重要性、④貧困などの問題に苦しむ人と共に立ち上がることによる「すべての人の救い」の到来、という福音理解を学ぶことができる。構造的不正義のもとで生きざるを得ない罪の反省と、苦しむ人との和解が重要である。

カトリック信者である筆者にとって、本研究をこのような結論で終えることは心地よいが、本研究を、格好を付けた「本田神父の模倣」で終わらせてはいけない。第一に、貧困問題における私たちの「罪の認識」は、キリスト教的な「善」を前提としないノン・クリスチャンには共有されにくいかもしれない。クリスチャン自身も罪から自由でないのに、キリスト教的な前提でノン・クリスチャンを罪びとと認識し、「罪を悔い改めよ」と呼びかけることは、筆者にはためられる。カトリック教会の聖職者も、罪を犯すことがある。構造的な認識や「構造的不正義」という価値でさえも、新自由主義者や保守主義者にとっては受け入れがたいであろう。

第二の、②貧困問題などで当事者が自由や能力の発揮、かけがえのなさを侵害され、苦しむことと、「自分のかけがえのなさ」との「共同性」の認識をつなげる「共感的正義」の方が、地域住民に受け入れられやすいかもしれない。クリスチャンのなかには、家庭環境の影響による人もいるが、人生に悩み苦しんで、人間や科学を超えた存在に罪からの「救い」を求めて受洗する人もいる。そのようなキリスト教的な「救い」と、地域住民の「生活問題が緩和される喜び」をつなげて考えることは、不可能であろうか。

例えば、会社員時代に過酷な競争や労働に息苦しさを感じた人が、会社を離れた「地域

生活」や「地域福祉」で解放感を得て、喜びを感じることもある。貧困問題に苦しむことはなくても、社会的孤立や無縁社会、子育てや自分あるいは親族の老いに苦しむ地域住民は存在し、そのような人たちの生活問題が緩和され、「自分のかけがえのなさ」が尊重される経験と、「自分が貧困で、社会的に排除された立場におかれて、自由や能力を発揮させてもらえない苦しさ」をつなげて考えることによって、地域住民が貧困や社会的排除に「差別や偏見」ではなく「理解と共感」をもつことを期待したい。

聖書に即してキリスト教の教えを伝える「宣教」だけでなく、キリスト教的な価値や欧米の「相互扶助」と「博愛」を、「社会で大切にされず、尊厳を保たれない人の苦しさ」が自らも精神的な苦痛につながり、その人たちの喜びが自らの喜びにもなる「互酬」として、地域住民に伝わりやすい用語に翻訳する営みも必要だと考える（Beveridge 1948：8-9）。

本稿では「人権を尊重する価値」について論じてきたが、「地域住民の価値観」についての考察は不十分である。「地域住民の価値観」と「共同体や共通性、精神性」を重視するコミュニタリアニズムは同一ではないが、保守的共同体思想を克服し、個人や自由も重視し、民主主義を前提とする「リベラル・コミュニタリアニズム」の主張は傾聴に値する。今日のコミュニタリアニズムの福祉論には、市場経済よりも「善き生と友愛の美德、複合的平等、機会の平等と結果の平等、共通善」などが含まれており、ベーシックインカム論も取り入れるなど、福祉国家論に接近しているからである（小林 2017：101-2, 103-18, 菊池 2010：100-5, 妻鹿 2018：33-5）。

日本の地域社会がリベラル・コミュニタリアニズムのような価値観をもつならば、地域社会で「人権を尊重する価値」は受容される

のかもしれない。しかし現実の地域社会では、貧しさに苦しむ人も含めた「マイノリティの排除や差別」は実在する。かつてアメリカのコミュニタリアニズムについては、伝統的な「共同体」の危うさや、アフガニスタン戦争の肯定などの「負の側面」も指摘されており（柴田謙治 2014: 84-5, 88）、リベラル・コミュニタリアニズムがそのような「共同体の危うさ」から距離を置き、「善の思想」を目指すことは理解できる。しかし自らの罪や弱さを自覚し、それらにのみこまれないためにキリスト教を信じる筆者にとっては、リベラル・コミュニタリアニズムが向上心をもって「正しい理論」を示すだけでは一面的にも感じられる。人間や共同体が「善」や「正しさ」にたどり着くことを阻む「弱さ」など、「負の側面」も視野に入れて論じるならば、リベラル・コミュニタリアニズムのリアリティは強まるのかもしれない。

筆者の現時点での結論は、社会性のあるキリスト教の価値観とコミュニタリアニズムのどちらかが正しいと主張し、どちらかがどちらかに変容すべきである、というものではない。キリスト教社会ではない日本では、クリスチャンはキリスト教的な価値観をもち、そうではない地域住民はそれぞれの価値観を持ち続けるであろう。地域住民のなかでは、「脱地域的」な価値観をもつ人も想定される。しかし世界、あるいは日本の歴史では、文明や宗教、価値観、社会的な立場が違う人たちが交易し、交流してきた歴史もある。その際に鍵となる役割を果たしたのは、中継地点や媒介する役割を果たした人であり、トインビー・ホールやハル・ハウスも貧困問題について社会に発信する「架橋」や「媒介」の役割を果たして、社会改良につなげてきた。抽象的ではあるが、「異なる価値の媒介」という結論で、本研究を閉じさせていただきたい。

【文献】

- 秋元美世（2010）『社会福祉の利用者と人権』有斐閣
- 秋元美世（2014）「社会福祉における権利構造の特徴と課題」『社会福祉研究』第120号
- 秋元美世・平田厚（2015）『社会福祉と権利擁護』有斐閣
- 秋元美世（2016）「第7章 人権としての生存と自立」後藤玲子編著『福祉+ a 9 正義』ミネルヴァ書房
- 秋山智久（2016）『社会福祉の思想入門—なぜ「人」を助けるのか』ミネルヴァ書房
- 有賀弘（1991）「第3章 政治社会の変容と政治思想」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』東京大学出版会
- 朝倉美江（2017）『多文化共生地域福祉への展望—多文化共生コミュニティと日系ブラジル人』高菅出版
- 馬場宏二（1991）「第1章 現代世界と日本会社主義」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』東京大学出版会
- Beveridge, William (1948) "Voluntary Action—A report on methods of social advance", George Allen & Unwin
- ドゥフルニ・ジャック（1999）「社会的経済概念の長い道のり」川口清史・富沢賢治編『福祉社会と非営利・協同セクター』日本経済評論社
- 五石敬路（2017）「生活困窮者支援制度の可能性」五石敬路他編著『生活困窮者支援で社会を変える』法律文化社
- 後藤玲子（2015）『福祉の経済哲学』ミネルヴァ書房
- 後藤玲子（2016）「総論 福祉国家の忘れもの—契機と敬意—」後藤玲子編著『福祉+ a 9 正義』ミネルヴァ書房
- 後藤隆（2016）「第1章 正義の不穩」後藤玲子編著『福祉+ a 9 正義』ミネルヴァ書房
- 濱野一郎（2001）「現代のコミュニティと地域福祉—福祉コミュニティの概念によせて」明治学院大学社会学会『濱野一郎教授退任記念論文集』
- 濱野一郎（2007）「セツルメントと現代—伝統と適応」『聖学院大学総合研究所紀要No.37』
- 原田正樹（2014）『地域福祉の基盤づくり』中央法規
- 橋本宏子（2015）「中間媒介組織としての社会福

- 祉協議会へ」橋本宏子・飯村史恵・井上匡子編著『社会福祉協議会の実態と展望—法学・社会福祉学の観点から』日本評論社
- 広渡清吾 (1992) 「序論 いま、何が問題か」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会6 問題の諸相』東京大学出版会
- 本田哲郎 (2006) 『釜ヶ崎と福音』岩波書店
- 本田哲郎 (2010) 『聖書を発見する』岩波オンデマンドブックス
- 細井勇 (2015) 「第一章 自由と全体性」社会福祉形成史研究会『戦前期における社会事業の展開—自由と全体性の変遷をめぐって』2012年度～2014年度科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書・研究代表者杉山博昭)
- 池田敬正 (2005) 『福祉原論を考える』高学出版
- 稲田恭明 (2011) 「第4章 人権は何を要求し得る権利か」井上達夫編『講座 人権論の再定位5 人権論の再構築』法律文化社
- 稲垣久和 (2010) 『公共福祉という試み』中央法規
- 稲月正 (2014a) 「序章 本書の目的と基本的視座」奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎『生活困窮者への伴走型支援』明石書店
- 稲月正 (2014b) 「第1章 生活困窮をめぐる新たな状況」奥田知志・稲月正・垣田裕介・堤圭史郎『生活困窮者への伴走型支援』明石書店
- 井岡勉 (1973) 「第8章 地域福祉の方法と展望」住谷馨・右田紀久恵編『現代の地域福祉』法律文化社
- 井岡勉 (1980) 「第10章 地域福祉論の課題」嶋田啓一郎編『社会福祉の思想と理論』ミネルヴァ書房
- 井岡勉 (2016a) 「序章 地域福祉のあゆみと到達点」井岡勉・賀戸一郎監修、加藤博史・岡野英一・竹之下典祥・竹川俊夫編『地域福祉のオルタナティブ—〈いのちの尊厳〉と〈草の根民主主義〉からの再構築』法律文化社
- 井岡勉 (2016b) 「終章 地域福祉の展望」井岡勉・賀戸一郎監修、加藤博史・岡野英一・竹之下典祥・竹川俊夫編『地域福祉のオルタナティブ—〈いのちの尊厳〉と〈草の根民主主義〉からの再構築』法律文化社
- Iris Marion Young (2011) “Responsibility for Justice” (岡野八代・池田直子訳 (2014) 『正義への責任』岩波書店)
- 石川久仁子 (2004) 「セツルメントにおけるコミュニティへのアプローチの変容と現代的意義—賀川記念館と石井記念愛楽園を事例に」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』第18巻
- 石川久仁子 (2016) 「当事者・ボランティアによるコミュニティワーク」牧里毎治・川島ゆり子編著『持続可能な地域福祉のデザイン』ミネルヴァ書房
- 石川久仁子 (2017) 「マイノリティから考える地域福祉」牧里毎治・川島ゆり子・加山弾編著『地域再生と地域福祉』相川書房
- 伊藤正道 (2011) 「序章 問題の所在と課題の設定」伊藤正道・藤井史郎編『21世紀への挑戦 2 グローバル化・金融危機・地域再生』日本経済評論社
- 伊藤之雄 (1967=2009) 「問いかける神 山谷 1967」伊藤之雄他『低きに立つ神』コイノニア社(初出は伊藤之雄『神なき時代』YMCA同盟出版部の第三章)
- 五木寛之・本田哲郎 (2017) 『聖書と嘆異抄』東京書籍
- 岩間伸之 (2014) 「新たな生活困窮者支援制度の理念と方法—地域を基盤とした『総合相談』の展開」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』第27巻
- 岩間伸之 (2017) 「生活困窮者は誰が支えるのか—地域に新しい支えあいのかたちを想像する」五石敬路他編著『生活困窮者支援で社会を変える』法律文化社
- 岩田正美 (2016) 『社会福祉のトポス』有斐閣
- 岩田正美 (2017) 『貧困の戦後史』筑摩書房
- 神野直彦 (2018) 「地域福祉の『政策化』の検証—日本型福祉社会論から地域共生社会まで」鉄道弘済会『社会福祉研究』第132号
- 蒲島郁夫・竹中佳彦 (1996) 『現代日本人のイデオロギー』東京大学出版会
- 神島裕子 (2015) 『ポスト・ロールズの正義論』ミネルヴァ書房
- 加藤博史 (2008) 『福祉哲学』晃洋書房
- 河合克義 (2013) 「社会的孤立問題とは何か」河合克義・菅野道生・板倉香子『社会的孤立問題への挑戦』法律文化社
- 河野正輝 (1991) 『社会福祉の権利構造』有斐閣
- 加山弾 (2004) 「都市部における移住者集住地区を中心とする地域福祉の課題」日本地域福祉学

- 会『日本の地域福祉』第18巻
- 加山弾（2014）『地域におけるソーシャル・エクスクルージョン』有斐閣
- 加山弾（2016）「小地域福祉活動と社会福祉協議会コミュニティワーカー都市型」牧里每治・川島ゆり子編著『持続可能な地域福祉のデザイン』ミネルヴァ書房
- 木原活信（2014）『社会福祉と人権』ミネルヴァ書房
- 木原活信（2018）「『弱さ』の向こうにあるもの—コンスタンティヌス主義に抗して」日本キリスト教社会福祉学会『キリスト教社会福祉学研究』51号
- 菊池理夫（2010）「第4章 日本におけるコミュニティアニズムの可能性」広井良典・小林正弥編著『持続可能な福祉社会へ—公共性の視座から1—コミュニティ公共性・コモンズ・コミュニティアニズム』勁草書房
- 小林正弥（2017）「福祉哲学の新しい公共的ビジョン—コミュニティアニズム的正義論とポジティブ国家」広井良典編著『福祉の哲学とは何か』ミネルヴァ書房
- 倉田和四生（2015）『中島重と社会的基督教』関西学院大学出版会
- 葛生栄二郎（2011）『ケアと尊厳の倫理』法律文化社
- 牧里每治（1986）「8 地域福祉の概念構成」右田紀久恵・高田真治共編『地域福祉講座1—社会福祉の新しい道—』中央法規出版
- 牧里每治（2012=2017）「序章—東日本大震災の後の地域福祉の課題」牧里每治・川島ゆり子・加山弾編著『地域再生と地域福祉』相川書房（2017）（初出は「コミュニティを基盤とした復興支援」『ソーシャルワーク研究』38（1）2012）
- 牧里每治（2016）「序章—持続可能な地域福祉のデザインとは何か」牧里每治・川島ゆり子編著『持続可能な地域福祉のデザイン』ミネルヴァ書房
- 松崎久米太郎（1980）「大都市における沈殿層の所在とその疎外状況」笹山京編『大都市における人間構造』東京大学出版会
- 妻鹿ふみ子（2018.7）「コミュニティアニズムは『地域共生社会』の実現に寄与できるか—M.サンデルの思想からの検討」鉄道弘済会『社会福祉研究』第132号
- 三浦文夫・右田紀久恵・大橋謙策（2003）「鼎談1—社会福祉研究における対象認識とその研究方法」三浦文夫・右田紀久恵・大橋謙策編著『地域福祉の源流と想像』中央法規
- 森島豊（2016）『人権思想とキリスト教』教文館
- 諸富徹（2015）「I—3—資本主義経済の将来と国家機能の相対化」大澤真幸他編『岩波講座—現代1—現代の現代性』岩波書店
- 内藤淳（2011）「第7章—人間本性論を回避して人権を語り得るか」井上達夫編『講座—人権論の再定位5—人権論の再構築』法律文化社
- 中島修「生活困窮者自立支援法創設の経緯と地域福祉の課題」日本地域福祉学会『日本の地域福祉』第27巻
- 中村剛（2014）『福祉哲学の継承と再生』ミネルヴァ書房
- 野口定久（2016）『人口減少時代の地域福祉』ミネルヴァ書房
- Norman Johnson（1987）“The Welfare State in Transition”（青木郁夫・山本隆共訳（1993）『福祉国家のゆくえ—福祉多元主義の諸問題』法律文化社）
- 沼田稲次郎（1975）「社会保障の思想」沼田稲次郎・松尾均・小川政亮編著『社会保障の思想と権利』労働旬報社
- 大橋謙策（2008）「コミュニティソーシャルワークの今日的機能」日本地域福祉研究所『コミュニティソーシャルワーク』中央法規出版
- 小川政亮（1964）『権利としての社会保障』勁草書房
- 小川政亮（1967.7=2007.10）「社会保障をめぐる論理の拮抗—支配の側の対応のしかたを中心に—」小川政亮著作集編集委員会編『小川政亮著作集1—人権としての社会保障』大月書店（初出は『法律時報』第39巻第8号）
- 岡田知弘（2011）「第4章—戦後最大の経済危機とマクロ経済政策」伊藤正道・藤井史郎編『21世紀への挑戦—2—グローバル化・金融危機・地域再生』日本経済評論社
- 岡野英一（2016）「第3章—“住民主体”の視点からみた社会福祉協議会」井岡勉・賀戸一郎監修、加藤博史・岡野英一・竹之下典祥・竹川俊夫編『地域福祉のオルタナティブ—〈いのちの尊厳〉と〈草の根民主主義〉からの再構築』法律文化社

- 岡山孝太郎 (2014) 「序章 社会の地殻変動と福祉」日本キリスト教社会福祉学会編『日本キリスト教社会福祉の歴史』ミネルヴァ書房
- 奥田知志・茂木健一郎 (2013) 『「助けて」と言える国へ』集英社新書
- 小野達也 (2014) 『対話的行為を基礎とした地域福祉の実践』ミネルヴァ書房
- 大山博 (2012) 『福祉政策の形成と国家の役割』ミネルヴァ書房
- Richard M. Titmuss (1963) "Essays on 'the Welfare State'" (谷昌恒訳 (1967) 『福祉国家の理想と現実』東京大学出版会)
- 柴田謙治 (2007) 『貧困と地域福祉活動—セツルメントと社会福祉協議会の記録』みらい
- 柴田謙治 (2014) 「ロールズの『正義論』における正義と善の再検討—『支え合う論理』の正義論的な表現とヒューマニズムへの含意」金城学院大学論集 (社会科学編) 第10巻第2号
- 柴田謙治 (2015) 「アマルティア・センの正義論—潜在能力の平等と共感, 公共的推論」金城学院大学論集 (社会科学編) 第12巻第1号
- 柴田謙治 (2017) 「戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の定義, 目的と人権思想」金城学院大学論集 (社会科学編) 第14巻第1号
- 柴田謙治 (2018a) 「戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の対象と運営主体, 実践方法をめぐる議論」金城学院大学論集 (社会科学編) 第14巻第2号
- 柴田謙治 (2018b) 「大林宗嗣と志賀志那人のセツルメント論—教育という方向と協同組合という方向」金城学院大学論集 (社会科学編) 第15巻第1号
- 柴田謙治 (2019a) 「セツルメント・隣保事業の経済的事業と協同組合」金城学院大学論集 (社会科学編) 第15巻第2号
- 柴田謙治 (2019b) 「賀川豊彦のセツルメント論と協同組合論, キリスト教—限界と可能性の併存, 矛盾の意味」金城学院大学論集 (社会科学編) 第16巻第1号
- 柴田学「地域福祉における『まちづくり』」牧里毎治・川島ゆり子・加山弾編著『地域再生と地域福祉』相川書房 (2017)
- 柴田学「コミュニティ・ビジネスが織りなす職域社会と地域社会のゆるやかな結合」牧里毎治・川島ゆり子編著 (2016) 『持続可能な地域福祉のデザイン』ミネルヴァ書房
- 嶋田啓一郎 (1999) 「第1章 福祉倫理の本質課題」嶋田啓一郎 (監修) 秋山智久・高田真治編集『社会福祉の思想と人間観』ミネルヴァ書房
- 白波瀬達也 (2015) 『宗教の社会貢献を問い直す—ホームレス支援の現場から』ナカニシヤ出版
- 白井進 (2007) 「キリスト教社会福祉の意義と課題」日本キリスト教社会福祉学会『キリスト教社会福祉学研究』40号
- 杉田敦 (2011) 「国境と人権」市野川容孝編『講座 人権論の再定位1 人権の再問』法律文化社
- 杉田敦 (2015) 「I-4 政治の現在と未来」大澤真幸他編『岩波講座 現代 1 現代の現代性』岩波書店
- ストローム・エリザベート (1988) 『希望の町—釜ヶ崎に生きて20年』日本基督教団出版局
- 鈴木文治 (2016) 『インクルーシブ神学への道』新教出版社
- 田端光美 (1988) 「地域福祉の構成要件」福武直・一番ヶ瀬康子編『明日の福祉7 都市と農村の福祉』中央法規出版
- 田川佳代子 (2015) 「社会正義とソーシャルワーク倫理に関する一考察」日本社会福祉学会『社会福祉学 vol.56-2 (No.114)』
- 武川正吾 (2006) 『地域福祉の主流化』法律文化社
- 武川正吾 (2018) 「地域福祉と地域共生社会」鉄道弘済会『社会福祉研究』第132号
- 竹内愛二 (1979) 『社会福祉の哲学—新実存主義的考察』相川書房
- 右田紀久恵 (1973) 「地域福祉研究の基本的視点—その概念設定をも含めて」住谷馨・右田紀久恵編『現代の地域福祉』法律文化社
- 右田紀久恵 (1993) 「分権化時代と地域福祉—地域福祉の規定要件をめぐって」右田紀久恵編著『自治型地域福祉の展開』法律文化社
- 宇野重規 (2011) 「保守主義と人権」市野川容孝編『講座 人権論の再定位1 人権の再問』法律文化社
- 和田清美 (2012) 「第8章 コミュニティ形成・まちづくりの系譜と現代的位相」水島司・和田清美編『21世紀への挑戦 5 地域・生活・国家』日本経済評論社
- 渡辺英俊 (2009) 「地べたに在す神〈寿町〉」伊藤

- 之雄他『低きに立つ神』コイノニア社
- 渡辺治（1991）「第5章 現代日本国家の特殊な構造」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』東京大学出版会
- 渡辺治他（1991）「序論 現代日本社会の構造と特殊性」東京大学社会科学研究所編『現代日本社会 1 課題と視角』東京大学出版会
- 山本馨（2018）『地域福祉実践の社会理論』新曜社
- 米村幸太郎（2011）「第5章 自然権なしに人権は存在し得るか」井上達夫編『講座 人権論の再定位5 人権論の再構築』法律文化社
- 全国社会福祉協議会（1979）『在宅福祉サービスの戦略』全国社会福祉協議会